



令和4年度神奈川県母子保健対策検討委員会

令和5年3月8日 19:00～21:00 オンライン開催

議 題

- 1 神奈川県内の母子保健対策の課題及び検討
 - (1) 子育て世代包括支援センター
(出産・子育て応援交付金) について
 - (2) 産後ケア事業について
 - (3) 妊婦健康診査について

- 2 神奈川県の母子保健事業の報告

- 3 その他

報告事項（※について説明します）

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- 性と健康の相談支援センター、妊娠・出産に関する支援
 - ・女性健康支援センター
 - ・不妊・不育専門相談センター
- ※妊娠SOSかながわ
 - ・丘の上のお医者さん
 - ・専門職への研修
- 不妊・不育症に悩む人への女性事業
 - ・不妊に悩む方の特定治療支援事業
- ※不妊治療支援検討委員会の廃止
- 長期療養が必要な児等への支援
 - ※かながわりトルベビーハンドブック
 - ・ピアカウンセリング
- 障がいの発生予防等のための検査
 - ・先天性代謝異常等検査事業（拡大マススクリーニング）
 - ・屈折検査機器整備
- ※新生児聴覚検査（部会の報告）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【目的】

市町村が各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施できるよう、体制を整備し、より身近な場で妊産婦を支える仕組みを構築する。

【実施内容】

(1) 専門職への研修

ア 対象 県内行政機関、医療機関等に従事する保健師、助産師、看護師等

イ 実施状況 健康増進課 1 回、保健福祉事務所・センター（参考）令和3年度 7 回

(2) 妊娠期からの児童虐待予防支援事業

医療機関、市町村等関係機関が連携を図り、妊娠期から地域全体で児童虐待予防対策を推進する連携体制を構築する。

ア 養育支援連絡票及び養育支援結果報告票の活用 （参考）令和3年度 776件

イ 協議会等の開催：事業の取組み経過、精神面の問題を抱える妊産婦の受診状況等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

(3) 連絡調整会議

ア 各保健福祉事務所・センター主催会議

市町村が、地域毎の課題・現状に即して事業実施できるよう、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図る。

イ 本庁主催会議

政令市を含めた各地域で取組みが進むよう、取組み状況や課題を整理し、情報提供等を行い、事業の推進を図る。

時期	会議	メンバー	内容
令和5年 3月8日	母子保健対策検討委員会	関係団体、有識者等	専門的見地から助言等受け、事業の方向性について検討
令和5年 3月(予定)	母子保健事業主管課長会議	市町村母子保健主管課長	国の情報提供、事業方向性、課題整理等

性と健康の相談支援センター（令和4年度新規）

【目的】

従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケアを含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進する。

※従来の女性健康支援センター、不妊・不育専門相談センター等を一元化

【取組み】

- ・ 女性健康支援センターでの女性の健康相談、健康教育
- ・ 不妊・不育専門相談センター
- ・ 妊娠SOSかながわ
- ・ 丘の上のお医者さん
- ・ 相談支援を行う専門職に対する研修

女性の健康支援センター（県保健福祉事務所）の健康教育

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症への保健福祉事務所の対応及び、学校等での感染対策（集団での対面研修不可）等により実施が困難であった。

実施先	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
中・高校生	19	1,918	8	566	6	558
大学等	33	1,897	15	1,073	27	1,801
企業	3	28	0	0	0	0
その他	12	923	0	0	1	65
計	67	4,766	23	1,639	34	2,424

※令和4年度実績は集計中

（1）研修テーマ例

「あなたに知って欲しいカラダとココロ～未来の自分、大切な人のために～」

（2）講師：保健福祉事務所 保健師 等

県不妊・不育専門相談センター（平成16年度から開始）

【目的】

子どもを望んでいる不妊・不育症に悩む県民に対して、相談者が個々の状況に応じた対応を自己決定できるよう、相談体制を整備し支援する。

【開設状況】

- ・ 月2～3回 年間 電話：25日 面談：27日実施
- ・ 午前 助産師による電話相談／午後 医師あるいは臨床心理士の面談
（面談は、会場での面接あるいはZOOMによるオンライン相談）
（泌尿器科医の男性不妊相談は、土曜日の午前中に実施）

【取組み】

- ・ 令和2年度からオンライン相談を、令和3年度から通年で実施
- ・ 令和4年度はオンライン相談専用の日を年に27日中17日に設定
- ・ 来所相談を神奈川県庁内会議室として、利便性を向上

令和4年度相談実績

(1) 相談方法・相談担当職種・相談者の内訳

年度	相談方法	総数	相談担当者				相談者			
			婦人科 医師	泌尿器 科医師	臨床心 理士	助産師	本人	配偶者	本人と 配偶者	その他
令和 4年度 (R5. 1末)	オンライン	34	25	5	4	0	23	1	9	1
	対面	10	10	0	0	0	9	0	1	0
	電話	40	0	0	0	40	30	8	0	2
	計	84	35	5	4	40	62	9	10	3

(2) 相談者の年代、性別

年度	性別	総数	年代					
			20歳代	30歳代 前半	30歳代 後半	40歳代	50歳代 以上	不明
令和 4年度 (R5.1末)	男性	30	4	8	9	6	1	2
	女性	67	2	25	14	18	2	6
	計	97	6	33	23	24	3	8

Kan

妊娠SOSかながわ

【目的】

若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような環境を実現するため、関係機関と連携の上、相談支援体制を構築し、児童虐待のハイリスクである予期しない妊娠等に焦点をあてた相談支援（妊娠SOSかながわ）を行う。

【支援方法及び相談対応日時】

	曜日	時間
LINE	(R 4)火曜日、木曜日、土曜日 (R 5)年中無休(予定)	(R 4)16時～19時（3時間） (R 5)16時～21時（5時間）（予定）
電話	月曜日、水曜日、金曜日	
アウトリーチ	相談者の都合を勘案し、個別に調整	

※ 令和5年度は、予算確定後、入札手続を経て正式決定。

令和4年度相談実績

- 前年度同時期よりも相談数が多い。
- 特に若い世代がLINE相談を多く利用している傾向がある。

	LINE		電話		合計	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合
10代	176	34%	22	12%	198	28%
20代	252	48%	63	35%	315	45%
30代	63	12%	46	25%	109	16%
40代	12	2%	7	4%	19	3%
その他	18	4%	44	24%	62	9%
合計	521	100%	182	100%	703	100%

妊娠出産にかかる正しい知識の普及

特設Webサイト「丘の上のお医者さん」について

【目的】

これからの妊娠・出産・子育てを経験する可能性のある10代後半から30代前半の若い世代の男女が、「妊娠・出産には適正な時期がある」という正しい知識を理解し、「自分の身体をメンテナンス」を学んだ上で、自らの将来を考え、ライフプランを「考える力」「選択する力」を育む支援をする。

【主な内容】

クイズ	13問の質問に答えることで、妊娠・出産の知識を確認することができる
年代別動画紹介	「丘の上のお医者さん」動画コンテンツを年代別に紹介
ライフプランシミュレーター	WEB上で自分のライフプランシートが作成できる
妊娠・出産の正しい知識	男女の身体の仕組み、卵子、精子、不妊など妊娠・出産に関わる情報を掲載

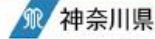
サイト内容（例）

2022/08/16 13:11

丘の上のお医者さん 女性と男性のクリニック

いいね！ 32 シェアする

ツイート



丘の上のお医者さん

女性と男性のクリニック

後で後悔しないために、
ちゃんと知っておきましょう。
妊娠・出産の正しい知識

将来のことを、
考えてみましょう。
ライフプランシート

動画でわかる！
年代別
妊娠・出産のお悩み解決

妊娠・出産について
答えます。
よくある質問



いつかではなく、
いまから知ってほしい、考えてほしい。
妊娠・出産の本当のこと、
あなたのライフプラン。

見た目年齢は変えられるし、夢はいくつになっても叶えられます。
ただ、
どうしても適前期があって、高年齢では叶えにくいことがあります。
それが、妊娠・出産。
いつかは子どもがほしい、いつかは親になるのかな、
漠然とそう考えている人、まだ考えられないという人へ、
いまからちゃんと知ってほしいことをお伝えします。



あなたはどのレベル？

不妊知識尺度13の質問

【国立成育医療研究センター 齊藤英和モディファイ版】
(オリジナル: Boivin J, Human Reproduction, 28:385-397, 2013)

Q.1

女性は30歳をすぎると妊娠しにくく
なってくる。

！質問の回答をクリック！



回答すると2問目へ進みます。

まずは、あなたのいまの知識をチェック！
いくつか答えられるでしょう。



「妊娠・出産の正しい知識」に、新規コンテンツ（子育て世代包括支援センターや産後ケアを紹介する「産後のお悩み」、適切な体重管理やバランスの良い食生活などの重要性を説く「プレコンセプションケアを始めてみませんか？」）を追加。

05. 産後のお悩み

出産後は、いよいよ赤ちゃんとの生活が始まります。「母乳やミルクの量はどのくらい?」、「ミルクを足した方がいいの?」、「あやしても泣きやまないけどどうしたらいい?」、「あまり寝てくれないので寝も寝不足でつらい。」など、困ったときは一人で悩まずに、[自治体の子育て世代包括支援センター](#)にお気軽にご相談ください。



自治体への相談事例

「相談したり、手助けを受けながら、楽しく育児に取り組めるようになりました。」

初めての出産・育児で、両親は遠方に住んでおり、里帰りを終えて自宅に戻ってからは、日中は1人で育児をしていました。4か月児健診受診の時の私の疲れている様子をきっかけに、保健師さんが訪問して育児の相談にのってくれました。授乳や寝かしつけのアドバイスや、産後ケア、ファミリーサポートセンター、子育て広場など（※）の案内を受けて、1人で不安を抱えずに、相談したり、手助けを受けながら育児をして良いのだと思えるようになりました。その後は、保健師さんに時々電話で相談をしながら、サービスを利用して、休みつつ楽しく育児に取り組めるようになりました。子育て広場へも時々訪れて、母親同士で交流しています。

※お住まいの自治体により実施内容が異なります。

03. プレコンセプションケアを始めてみませんか?

10代~30代の方が、将来の妊娠を意識して取り組む健康管理は、「プレコンセプションケア(プレコン)」と呼ばれ、現在、注目されています。

「プレコン」とは、プレ (pre=より前の) コンセプション (conception=妊娠・受胎) の略です。将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことで、子どもと、将来の母親・父親としての健康をしっかりとついでいこうという考え方なのです。

ケアの対象は、妊娠を望んでいる女性だけではなく、

男性も含めて、また、年齢は10代から対象となります。

女性やカップルが、生活にプレコンセプションケアを取り入れることで、生まれてくる子どもとその家族が健康的な生活を送ることに役立ちます。

自分の体を知っておく

10代~30代の年齢のうちから、自分自身の健康状態をしっかりと把握できている方は、それほど多くはありません。とくに妊娠・出産は、女性の体に多くの負荷がかかるため、健康な体をつくり、維持する方法を知っておくことが、今後の妊娠・出産のためにはとても重要です。

女性の体はデリケートです。ストレスやホルモンバランスの影響などにより、さまざまな不調が起こりやすいため、注意しましょう。

プレコンでは、自分の健康状態を知ることの大切さは、男性も同じです。

体重の変化や、ストレス、健康診断などで生活習慣病のリスクを確認することなどを意識しましょう。

『今』ケアすることで未来が作られる

「将来の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定される」という説があります。母親の妊娠前から妊娠中、授乳中の栄養状態が、生まれた子どもの健康や、病気にかかるリスクに関係しているといわれているのです。今、自分の食生活などを整えることで、生まれてくる子どもが、大人になってから病気にかかるリスクを下げられるかもしれません。



PV (プレビュー数実績)

年代別では、25歳～34歳の割合が減少傾向、男女別では、男性の割合が増加傾向である。

アクセス状況 (単位: PV)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R4.4～R5.1)
総アクセス数	2,863,514	1,225,399	790,018
月平均	238,626	102,117	79,002

年代別アクセス状況

年代	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18～24	13.40%	16.20%	15.40%
25～34	35.60%	29.30%	30.30%
35～44	30.40%	27.70%	28.00%
45～54	10.80%	13.70%	13.30%
55～64	5.10%	7.20%	7.00%
65～	4.60%	5.90%	6.00%

男女別アクセス状況

性別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男	37.20%	41.50%	48.70%
女	62.80%	58.50%	51.30%

(年代、性別はGoogleアナリティクスの機能により、ホームページの閲覧履歴等から推計して算出している。)

専門職に対する研修（性と健康の相談支援者研修）

【目的】

成育基本法に基づいた安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアを含めた男女問わず性や生殖に関する健康支援を行うための最新情報や知識を習得し、専門的な知識や倫理的配慮の学びを深め、相談時の支援技術の向上を図ることを目的に実施する。

【令和4年度実績】

開催日	テーマ・内容	参加者数
令和5年 12月12日	不妊・不育症の治療について 不妊治療の保険適応等について 流産や死産を体験した女性等へのグリーフケアについて NIPT等の出生前検査について	64人
令和5年 2月8日	HTLV-1母子感染の予防と対策 プレコンセプションケアについて 妊娠中から考えるこどもの医療のかかり方	56人

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

【目的】

不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）は1回の治療費が高く経済的負担が非常に大きいことから、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる、配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。令和4年4月の保険適用を受け、今年度は「保険適用への円滑な移行支援」として実施。令和5年3月31日治療終了分をもって制度廃止予定。

【概要】

- (1) 対象治療法：体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）
- (2) 支給要件：
 - ①法律上の婚姻をした夫婦あるいは事実婚関係にあること
 - ②県の指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと
 - ③初回の治療開始時点の年齢が43歳未満であること。
- (3) 給付の内容：
 - ①1組の夫婦に1回の治療につき30万円又は10万円を上限
 - ②初回の治療開始時点の年齢が39歳以下の場合は、1子ごとに6回まで支給
初回の治療開始時点の年齢が40歳から42歳までの場合は、1子ごとに3回まで支給
 - ③特定不妊治療の一環として実施された男性不妊治療についても30万円を上限に支給
⇒ (2)支給要件の①、③及び(3)給付内容の②は、保険適用においても同様に措置

R4年度 保険適用への円滑な移行支援（特定治療支援事業）について

1 対象となる治療は、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に終了した、**保険適用外**であって、次に該当する治療

- **令和4年3月31日以前が「治療開始日」である「治療方法A・B・C・D・E・F」の治療**
- **令和4年3月31日以前に凍結した胚を移植した「治療方法C」の治療**

治療方法 A(新鮮胚移植)
B(凍結胚移植)
D(移植のめどが立たず治療終了)
E(受精できず、又は異常受精等により中止)
F(採卵したが卵が得られない等のため中止)
治療方法 C(採卵を伴わない凍結胚の移植)

※ 令和4年4月1日以降に開始した治療は、対象外

2 令和4年度の助成回数は**1回**

※ 助成上限回数の残りが従来の規定で2回以上あっても、1回のみ

3 令和4年3月31日までに指定された医療機関で治療を実施したもの
(令和4年度の県指定医療機関の**指定更新や新規指定は無い**。)

助成上限額は、
治療方法A・B・D・Eは30万円
治療方法C・Fは10万円

<参考>

R2. 12月以前の治療終了分は
治療方法A・B・D・Eは初回が30万円、
2回目以降が15万円

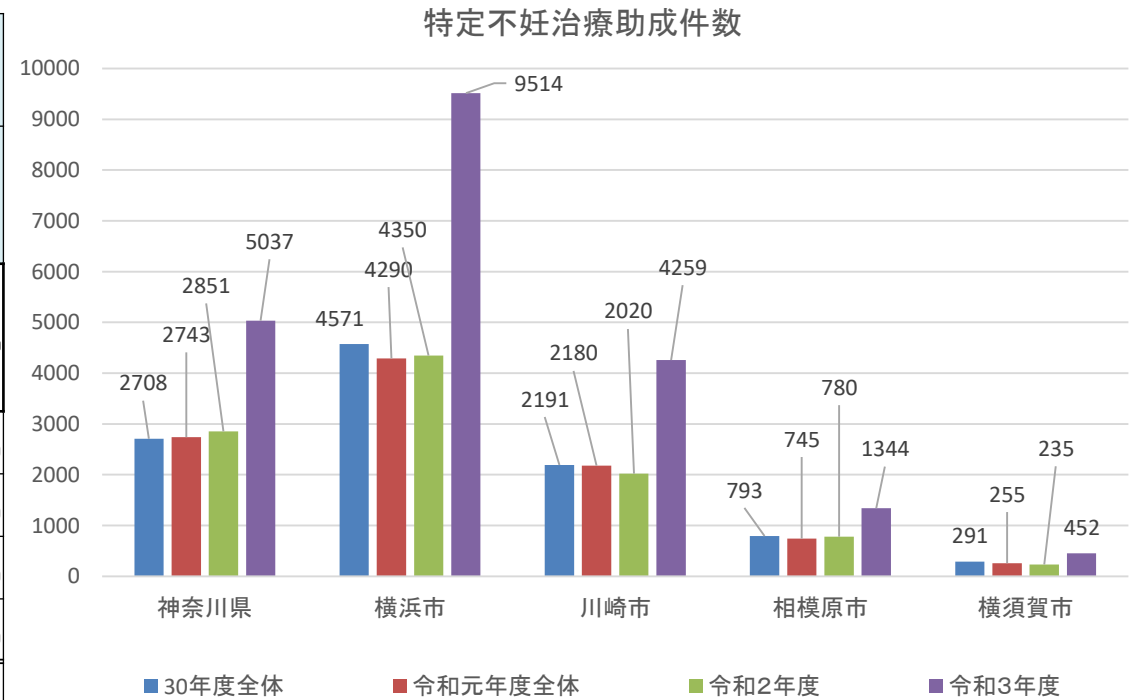
治療方法C・Fは初回が10万円、
2回目以降が7万5千円

過去4年間の給付実績（平成30年度～令和3年度）

令和3年1月1日以降治療終了分について所得要件廃止、2回目以降の助成上限額増額

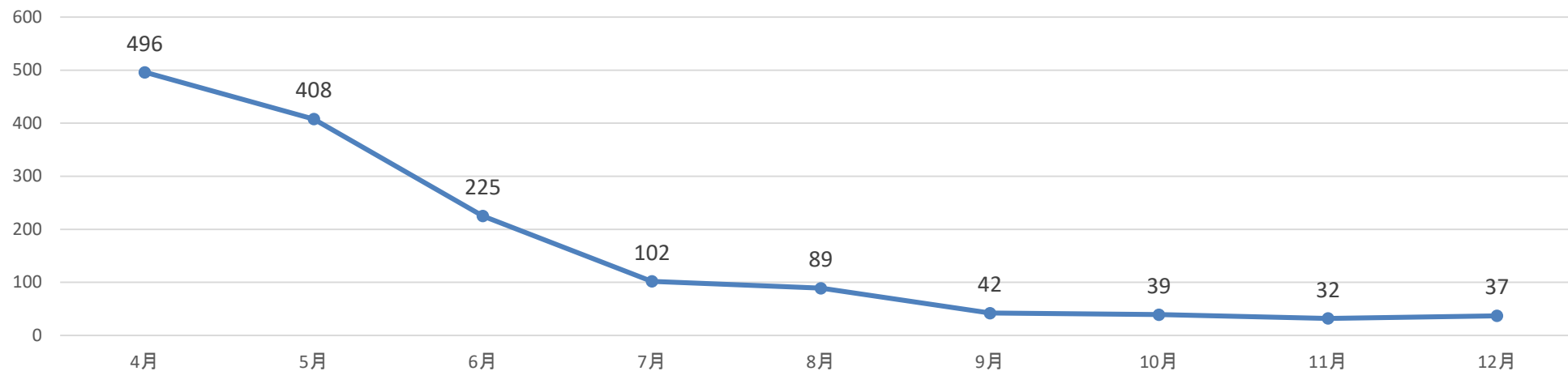
⇒ 令和3年度は年間を通じて、保険適用後と同様に年齢要件等のみ、所得要件なしで実施

実施主体	30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		(参考) 対前年比
	全体	うち男性 不妊治療	全体	うち男性 不妊治療	全体	うち男性 不妊治療	全体	うち男性 不妊治療	全体
神奈川県 (県所管 域)	2,708	15	2,743	25	2,851	19	5,037	16	176.7%
横浜市	4,571	25	4,290	25	4,350	27	9,514	37	218.7%
川崎市	2,191	16	2,180	18	2,020	15	4,259	18	210.8%
相模原市	793	6	745	5	780	4	1,344	4	172.3%
横須賀市	291	3	255	1	235	1	452	0	192.3%
合計	10,554	65	10,213	74	10,236	66	20,606	49	201.3%



令和4年度 月別の申請実績（令和4年4月～令和4年12月）

令和4年度 月別申請件数



令和4年度申請件数 1470件（12月末時点）

- 5月末(60日以内)までは、3月までに終了した治療を受け付けているため、月400件を超えている。
- その後、保険適用への円滑な移行支援のみが申請対象となる6月以降は減少している。

県不妊治療支援検討委員会の廃止について

神奈川県不妊治療支援検討委員会（令和4年9月1日設置廃止）

【旧 掌握事務】

- (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に係る医療機関の指定に関する事項
- (2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施方法に関する事項
- (3) その他不妊治療支援に必要な事項

不妊治療（人工授精、特定不妊治療）の保険適用と助成事業の令和4年度末廃止

⇒県不妊治療支援検討委員会については、主要な掌握事務の助成制度廃止を受けて設置廃止した。

⇒助成制度以外での、県民の不妊治療への**支援継続**が必要

○不妊治療支援等の継続的な検討

県母子保健対策検討委員会において、不妊治療に係る検討体制を確保し、令和5年度以降も有識者の参画の下で、必要な取組等をご検討いただく。

長期療養が必要な児等への支援

(1) かながわりトルベビーハンドブック

- 【目的】** 低出生体重児の保護者の気持ちに寄り添い、安心して育児できるように支援する。
* NICU・GCU入院中に手帳を配付
* 退院後の地域の関係機関（市町村母子保健担当、診療所等）とのコミュニケーションツールとして活用 ⇒継続的な支援を行う
- 【対象】** ○極低出生体重児の保護者
○上記以外の低出生体重児の保護者で手帳を希望される方
- 【内容】** 極低出生体重児に合わせた成長発達の記録、小さく生まれた赤ちゃん自身へのメッセージ、NICU・GCUの説明や入院中の家族にできること、フォローアップの流れ、先輩保護者やきょうだいなどからの応援メッセージ、多胎児について等
- 【配付】** 3月末頃から配付予定

長期療養が必要な児等への支援

(2) ピアカウンセリング等の相談支援

(特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト委託事業)

ア ピアカウンセリング等の相談支援 (令和4年5月開始)

○長期療養児の養育経験者等が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児慢性特定疾病児童等の家族の不安の解消を図る。

相談件数 実数27名 延べ48名 (令和4年5月～12月)

イ きょうだい児支援

○長期療養児を抱える家族は、同児の養育を中心とした生活を送ることが多く、きょうだい児に精神的な負担が生じる場合がある。

きょうだい児等を対象にした交流会等を開催し、精神的な負担を軽減し、健やかな成長を支援する。

オンライン交流会5名、イベント (わくわくデイキャンプ) 6名

相互交流会 (小さなバレンタイン交流会) 8家族、23名

3歳児健診における眼科健康診査のSVS導入状況等の状況

【概要】

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認しているが、より精度の高い屈折検査機器（SVS等）を用いた検査は、弱視等を検出するのに有用であり、早期発見することで治療が可能である。
神奈川県は、実施率は全国平均を上回るが、標準項目化している自治体はまだ少ない。

【国の動向】 令和4年度 市町村が屈折検査機器等の整備に活用可能な補助事業を創設（国1/2補助）

○県内の屈折検査の状況 出典：(公社)日本眼科医会「3歳児健診における眼科健康診査（3歳児眼科健康診査）の現状に関するアンケート調査」R4.5実施

神奈川県実施率	全国実施率	屈折検査実施数	全数実施（標準項目化）	二次検査でのみ実施
75.8%	48.9%	25自治体	3自治体	22自治体

○県は市町村に対し、国の補助の活用の促進、全数実施（※）を実施する自治体の事例の共有を行った。

※鎌倉市、藤沢市、三浦市

拡大新生児マススクリーニング検査の実施＜（公社）神奈川県医師会＞

【概要】

従来の対象20疾患の新生児マススクリーニング検査に含まれない**重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）**について、**令和4年4月1日より（公社）神奈川県医師会が実施主体**となり、神奈川県内の分娩を取扱う病院、診療所、助産所（以下、採血医療機関）にて出生した新生児を対象に、**拡大新生児マススクリーニング検査**を実施。

【検査機関】（公財）神奈川県予防医学協会 ※従来の新生児スクリーニング検査の検査機関と同一機関

【実施方法】重症複合免疫不全症等検査実施要領（案）に基づき実施

○拡大新生児マススクリーニング検査実施状況（R4.10.31時点） 出典：（公財）神奈川県医師会「拡大新生児マススクリーニング実施状況」

採血医療機関数	検査数	再検査数	精密検査数	症状確定
89人	13,336件	5件	3件	1件

＜参考＞ 試算すると県内で出生した児の44%程が受検している

令和2年度の出生児数60,865人÷2（6カ月）=30,432人 13,336人÷30,432人=43.8%

令和4年度 新生児聴覚体制整備部会の報告 R4.7.6実施

【議題2】 新生児聴覚検査の公費負担

- 神奈川県公費負担の実施率は**54%**であり、47都道府県中35番目と低い水準に止まっている。
- 1都3県では、東京都、千葉県、埼玉県が全市町村で公費負担を実施している。
- 部会では、公費負担の導入の必要性について、部会委員からの意見を頂戴し、市町村にフィードバックした。



○公費負担の導入状況

令和4年度の18自治体から

令和5年度の29自治体で実施予定

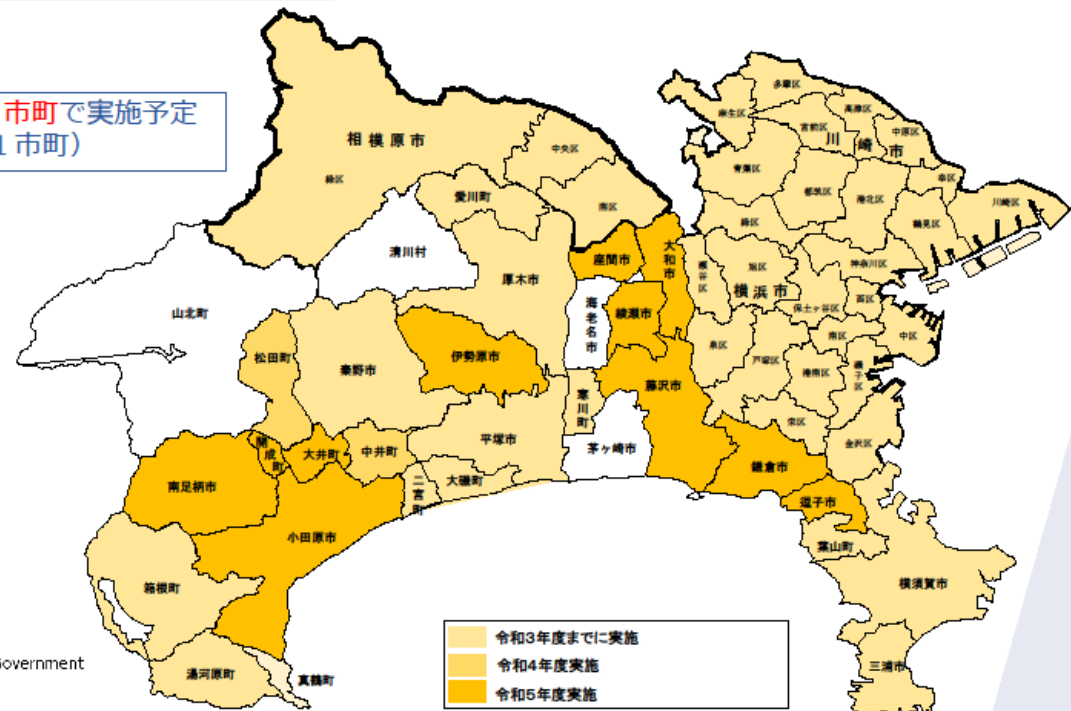
【県の取組について】

- (1) 新生児聴覚検査案内のリーフレットを市町村に配付
- (2) 産科医療機関へのリーフレットの配布
リファーマー児の市町村との情報共有を依頼
- (3) 新生児聴覚スクリーニング検査の手引きのHP掲載内容の更新
- (4) 市町村の公費負担導入の推進
- (5) 検査機器購入費の補助

新生児聴覚検査 公費負担

出典：国調査「母子保健事業の実施状況等調査」集計データ

令和5年度は**29市町**で実施予定
(前年度比+11市町)



Kanagawa Prefectural Government

報告事項は以上です